

有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律の一部を改正する法律 新旧対照条文

○有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律(平成十四年法律第百二十号)

(注)傍線は改正部分を示す。

現 行	改 正 前
<p>有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、有明海及び八代海等が、国民にとって貴重な自然環境及び水産資源の宝庫として、その恵沢を国民がひとしく享受し、後代の国民に継承すべきものであることに鑑み、有明海及び八代海等の再生に関する基本方針を定めるとともに、有明海及び八代海等の海域の特性に応じた当該海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興に関し実施すべき施策に関する計画を策定し、その実施を促進する等特別の措置を講ずることにより、国民的資産である有明海及び八代海等を豊かな海として再生することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3  この法律において「有明海及び八代海に隣接する海面」とは、次に掲げる海面をいう。</p>	<p>有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、有明海及び八代海が、国民にとって貴重な自然環境及び水産資源の宝庫として、その恵沢を国民がひとしく享受し、後代の国民に継承すべきものであることにかんがみ、有明海及び八代海等の再生に関する基本方針を定めるとともに、有明海及び八代海等の海域の特性に応じた当該海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興に関し実施すべき施策に関する計画を策定し、その実施を促進する等特別の措置を講ずることにより、国民的資産である有明海及び八代海を豊かな海として再生することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p>

一 橋湾（長崎県野母崎から樺島南端に至る直線、同地点から熊本県四季咲岬灯台に至る直線及び熊本県天神山から長崎県瀬戸崎に至る直線並びに陸岸によつて囲まれた海面をいう。）

二 熊本県天草市牛深町周辺の海面（熊本県天草下島魚貫崎から牛深大島灯台に至る直線、同地点から片島山頂に至る直線、同地点から築ノ島東端に至る直線、同地点から鹿児島県長島大崎に至る直線及び同地点から熊本県天草下島台場ノ鼻に至る直線並びに陸岸によつて囲まれた海面をいう。）

4| この法律において「有明海及び八代海等」とは、有明海及び八代海並びに有明海及び八代海に隣接する海面をいう。

5| 「略」

6| この法律において「指定地域」とは、関係県の市町村の区域のうち、有明海及び八代海等の海域の環境の保全若しくは改善又は当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興に関する施策を講ずべき地域で次条第一項の規定により指定されたものをいう。

（基本方針）

第四条 主務大臣は、有明海及び八代海等の海域の特性に応じた当該海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興に関する施策を推進するため、有明海及

〔新設〕

3| 「略」

4| この法律において「指定地域」とは、関係県の市町村の区域のうち、有明海及び八代海の海域の環境の保全若しくは改善又は当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興に関する施策を講ずべき地域で次条第一項の規定により指定されたものをいう。

（基本方針）

第四条 主務大臣は、有明海及び八代海の海域の特性に応じた当該海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興に関する施策を推進するため、有明海及び

ひ八代海等の再生に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 有明海及び八代海等の海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興に関する基本的な指針

二 〔略〕

3～6 〔略〕

（県計画）

第五条 関係県は、基本方針に基づき、当該関係県の区域内の指定地域について、有明海及び八代海等の海域の特性に応じた当該海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興に関し実施すべき施策に関する計画（以下「県計画」という。）を定めるものとする。

2 県計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 有明海及び八代海等の海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興に関する方針

二 有明海及び八代海等の海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興のための次に掲げる事項

八代海の再生に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 有明海及び八代海の海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興に関する基本的な指針

二 〔略〕

3～6 〔略〕

（県計画）

第五条 関係県は、基本方針に基づき、当該関係県の区域内の指定地域について、有明海及び八代海の海域の特性に応じた当該海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興に関し実施すべき施策に関する計画（以下「県計画」という。）を定めるものとする。

2 県計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 有明海及び八代海の海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興に関する方針

二 有明海及び八代海の海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興のための次に掲げる事項

イ〜チ 〔略〕

三 〔略〕

四 有明海及び八代海等の海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興のための調査研究に関する事項

3〜8 〔略〕

（国の補助の割合の特例）

第八条 県計画に基づいて平成十四年度から平成三十三年度までの各年度において関係県が国から補助金の交付を受けて行う漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第四条第一項に規定する漁港漁場整備事業（同項第二号に掲げるものに限る。）のうち、有明海及び八代海等の海域の環境の保全及び改善を図るために行う事業で政令で定めるもの（以下「特定事業」という。）に係る経費に対する国の補助の割合は、他の法令の規定にかかわらず、次条に定めるところにより算定するものとする。

（下水道の整備等）

第十三条 国及び地方公共団体は、指定地域において、下水道、浄化槽その他排水処理施設の整備その他有明海及び八代海等の海域の水質の保全のために必要な措置を講ずるよう努めなければなら

イ〜チ 〔略〕

三 〔略〕

四 有明海及び八代海等の海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興のための調査研究に関する事項

3〜8 〔略〕

（国の補助の割合の特例）

第八条 県計画に基づいて平成十四年度から平成二十三年度までの各年度において関係県が国から補助金の交付を受けて行う漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第四条第一項に規定する漁港漁場整備事業（同項第二号に掲げるものに限る。）のうち、有明海及び八代海等の海域の環境の保全及び改善を図るために行う事業で政令で定めるもの（以下「特定事業」という。）に係る経費に対する国の補助の割合は、他の法令の規定にかかわらず、次条に定めるところにより算定するものとする。

（下水道の整備等）

第十三条 国及び地方公共団体は、指定地域において、下水道、浄化槽その他排水処理施設の整備その他有明海及び八代海等の海域の水質の保全のために必要な措置を講ずるよう努めなければなら

ない。

2 〔略〕

(漂流物の除去等)

第十四条 国及び地方公共団体は、有明海及び八代海等の海域等において、漂流物の除去その他広域的な海域の環境の保全及び改善のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(河川の流況の調整)

第十五条 河川管理者（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七条（同法第百条において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。）及び同法第四十四条第一項に規定するダムを設置する者は、有明海及び八代海等の海域の環境の保全及び改善を図るため、ダムの貯留水を利用して、当該ダムの目的に支障のない範囲内において、河川の流況の調整に努めなければならない。

(森林の保全及び整備)

第十六条 国及び地方公共団体は、有明海及び八代海等の海域における水産動植物の生育環境の保全及び改善を図るため、森林の保全及び整備に努めなければならない。

い。

2 〔略〕

(漂流物の除去等)

第十四条 国及び地方公共団体は、有明海及び八代海等の海域等において、漂流物の除去その他広域的な海域の環境の保全及び改善のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(河川の流況の調整)

第十五条 河川管理者（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七条（同法第百条において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。）及び同法第四十四条第一項に規定するダムを設置する者は、有明海及び八代海等の海域の環境の保全及び改善を図るため、ダムの貯留水を利用して、当該ダムの目的に支障のない範囲内において、河川の流況の調整に努めなければならない。

(森林の保全及び整備)

第十六条 国及び地方公共団体は、有明海及び八代海等の海域における水産動植物の生育環境の保全及び改善を図るため、森林の保全及び整備に努めなければならない。

(水産動物の種苗の放流等)

第十七条 国及び地方公共団体は、有明海及び八代海等の海域における水産動植物の増殖及び養殖の推進を図るため、水産動物の種苗の放流、養殖漁場の改善等の措置を講ずるよう努めなければならない。

(調査研究の実施及び体制の整備等)

第十八条 国及び関係県は、有明海及び八代海等の海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興を図るため、次に掲げる調査を行うとともに、その結果を公表するよう努めるものとする。

- 一 干潟と有明海及び八代海等の海域の環境との関係に関する調査
- 二 潮流、潮汐等と有明海及び八代海等の海域の環境との関係に関する調査
- 三 有明海及び八代海等の海域に流入する水の汚濁負荷量と当該海域の環境との関係に関する調査
- 四 有明海及び八代海等の海域に流入する河川の流況と当該海域の環境との関係に関する調査
- 五 有明海及び八代海等の海域に流入する河川の流域における森林と当該海域の環境との関係に関する調査

(水産動物の種苗の放流等)

第十七条 国及び地方公共団体は、有明海及び八代海の海域における水産動植物の増殖及び養殖の推進を図るため、水産動物の種苗の放流、養殖漁場の改善等の措置を講ずるよう努めなければならない。

(調査研究の実施及び体制の整備等)

第十八条 国及び関係県は、有明海及び八代海の海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興を図るため、次に掲げる調査を行うとともに、その結果を公表するよう努めるものとする。

- 一 干潟と有明海及び八代海の海域の環境との関係に関する調査
- 二 潮流、潮汐等と有明海及び八代海の海域の環境との関係に関する調査
- 三 有明海及び八代海の海域に流入する水の汚濁負荷量と当該海域の環境との関係に関する調査
- 四 有明海及び八代海の海域に流入する河川の流況と当該海域の環境との関係に関する調査

〔新設〕

六 土砂の採取と有明海及び八代海等の海域の環境との関係に関する調査

七 有明海及び八代海等における赤潮、貧酸素水塊等の発生機構に関する調査

八 有明海及び八代海等の海域の環境と当該海域における水産資源との関係に関する調査

九 前各号に掲げるもののほか、有明海及び八代海等の海域の環境並びに当該海域における水産資源に関する調査

2 国及び関係県は、前項各号に掲げる調査の推進等を図るための漁業者等との連携を含めた総合的な調査研究の体制の整備、赤潮の防除技術の開発その他の有明海及び八代海等の海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復等に係る研究開発の推進及びその成果の普及、研究者の養成等の措置並びに有明海及び八代海等の海域に流入する水の汚濁負荷量の総量の削減に資する措置を講ずるものとする。

(酸処理剤の適正な使用等)

第十九条 有明海及び八代海等の海域において水産動植物の養殖の事業を営む者は、のりの品質の向上等のために使用する酸処理剤及び肥料の適正な使用等当該海域の環境の保全について適切な配慮をしなければならない。

五 土砂の採取と有明海及び八代海等の海域の環境との関係に関する調査

六 有明海及び八代海における赤潮、貧酸素水塊等の発生機構に関する調査

七 有明海及び八代海等の海域の環境と当該海域における水産資源との関係に関する調査

八 前各号に掲げるもののほか、有明海及び八代海等の海域の環境並びに当該海域における水産資源に関する調査

2 国及び関係県は、前項各号に掲げる調査の推進等を図るための総合的な調査研究の体制の整備、赤潮の防除技術の開発その他の有明海及び八代海等の海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復等に係る研究開発の推進及びその成果の普及、研究者の養成等の措置並びに有明海及び八代海等の海域に流入する水の汚濁負荷量の総量の削減に資する措置を講ずるものとする。

(酸処理剤の適正な使用等)

第十九条 有明海又は八代海等の海域において水産動植物の養殖の事業を営む者は、のりの品質の向上等のために使用する酸処理剤及び肥料の適正な使用等当該海域の環境の保全について適切な配慮をしなければならない。

(赤潮等による漁業被害等に係る支援等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、有明海及び八代海等の海域において赤潮等による漁業被害が発生した場合においては、その経営に影響を受ける水産業者その他の関係事業者に対し、必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めなければならない。

2| 国及び地方公共団体は、代替となる養殖漁場等の施設の整備、赤潮の除去に係る措置の実施等に対する支援その他有明海及び八代海等の海域における赤潮等による漁業被害を回避するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(赤潮等による漁業被害者等の救済)

第二十二条 国は、有明海及び八代海等の海域において赤潮等により著しい漁業被害が発生した場合においては、当該漁業被害を受けた漁業者の救済について、当該漁業被害に係る損失の補填その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2| 国は、前項に規定する場合において、漁業者以外の関係事業者等の救済について、事業の再建に対する支援、雇用の機会の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(知識の普及)

(赤潮等による漁業被害等に係る支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、有明海又は八代海の海域において赤潮等による漁業被害が発生した場合においては、その経営に影響を受ける水産業者その他の関係事業者に対し、必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

〔新設〕

(赤潮等による漁業被害者の救済)

第二十二条 国は、有明海又は八代海の海域において赤潮等により著しい漁業被害が発生した場合においては、当該漁業被害を受けた漁業者の救済について必要な措置を講ずるよう配慮するものとする。

〔新設〕

(知識の普及)



第二十三条 国及び地方公共団体は、有明海及び八代海等の海域の環境の保全及び改善を図るため、指定地域の住民等に対し、当該海域の環境の保全及び改善に関する知識の普及を図るよう努めなければならない。

(有明海・八代海等総合調査評価委員会)

第二十四条 環境省に、有明海・八代海等総合調査評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の所掌事務等)

第二十五条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国及び関係県が第十八条第一項の規定により行う総合的な調査の結果に基づいて有明海及び八代海等の再生に係る評価を行うこと。

二 〔略〕

2) 委員会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

第二十三条 国及び地方公共団体は、有明海及び八代海の海域の環境の保全及び改善を図るため、指定地域の住民等に対し、当該海域の環境の保全及び改善に関する知識の普及を図るよう努めなければならない。

(有明海・八代海総合調査評価委員会)

第二十四条 環境省に、有明海・八代海総合調査評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の所掌事務)

第二十五条 委員会は、附則第三項の規定に基づいて行う見直しに関し、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国及び関係県が第十八条第一項の規定により行う総合的な調査の結果に基づいて有明海及び八代海の再生に係る評価を行うこと。

二 〔略〕

〔新設〕

○環境省設置法（平成十一年法律第百一号）

（注）傍線は改正部分を示す。

現 行	改 正 前
<p>（設置）</p> <p>第七条 別に法律で定めるところにより環境省に置かれる審議会等は、次のとおりとする。</p> <p>中央環境審議会</p> <p>公害健康被害補償不服審査会</p> <p><u>有明海・八代海等総合調査評価委員会</u></p> <p>独立行政法人評価委員会</p> <p><u>（有明海・八代海等総合調査評価委員会）</u></p> <p>第九条の二 <u>有明海・八代海等総合調査評価委員会</u>については、<u>有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律（平成十四年法律第百二十号。これに基づく命令を含む。）</u>の定めるところによる。</p>	<p>（設置）</p> <p>第七条 別に法律で定めるところにより環境省に置かれる審議会等は、次のとおりとする。</p> <p>中央環境審議会</p> <p>公害健康被害補償不服審査会</p> <p><u>有明海・八代海総合調査評価委員会</u></p> <p>独立行政法人評価委員会</p> <p><u>（有明海・八代海総合調査評価委員会）</u></p> <p>第九条の二 <u>有明海・八代海総合調査評価委員会</u>については、<u>有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律（平成十四年法律第百二十号。これに基づく命令を含む。）</u>の定めるところによる。</p>